

令和3年2月1日

内閣官房長官 加藤 勝信 殿  
厚生労働大臣 田村 憲久 殿

## 国民の暮らしを支える支援策についての緊急提言

公明党新型コロナウイルス感染症対策本部  
公明党生活支援プロジェクトチーム

1月7日に緊急事態宣言が再発令され、3週間が経過したが、今なお新規感染者数は高止まりしており、予断を許さない状況が続いている。こうした現状を踏まえ、国民の暮らしを支えるため、新たな支援策を機動的に講ずることが必要不可欠と考える。

については、1月21日の生活困窮者支援に係る緊急提言に続き、第二弾として、以下の通り、公明党新型コロナウイルス感染症対策本部・公明党生活支援プロジェクトチームとして緊急提言を提出する。政府においては、予備費を活用する等可及的速やかに対応することを強く要請する。

### 記

#### 1. 雇用対策の強化

- ① 地方自治体が直接雇用又は民間団体等に業務を委託することで、次の雇用への一時的なつなぎの雇用の機会を創出する緊急雇用創出事業を、第3次補正の地方創生臨時交付金（1兆円）を活用し、速やかに実施すること。その際、新型コロナウイルス感染症の影響で経済の状況が悪化し、解雇・雇い止

め・内定取り消しなどにより職を失った方や緊急小口資金等特例貸付など公的な支援を受けている方などを最優先で雇用する仕組みとするなど生活困窮者支援にも資するよう、最大限配慮すること。

- ② 雇用保険財政の健全性の確保が雇用のセーフティネットにおいて極めて重要であり、失業等給付の支給や雇用対策の実施に万全を期すべく、一般会計からの必要な対応を含め、安定的な財政運営を確保すること。
- ③ 休業支援金・給付金については、社会福祉協議会等関係支援機関と連携し、きめの細かい相談支援体制を構築するとともに、シフトが減少していることをもって申請できることを事業主・労働者双方に改めて周知徹底するほか、制度改善を検討すること。その際、LINEを活用し、対象となる労働者が自らが対象であると認識できるよう、広報の仕方も工夫すること。あわせて、事業主の協力が得られやすくなるよう、申請書を提出した後に労働局から事業主に対して行われる連絡や調査は申請書の実事確認のために行うものであることを明確にすること。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方や就職できない方が早期に再就職できるよう、求人開拓並びにマッチング支援を強化するとともに職業訓練の推進等に取り組むこと。特に求職者支援制度については欠席日の特例措置を当面の間継続するとともに、更なる運用の弾力化を図ること。オンラインによる職業訓練等訓練の多様化も図ること。

## 2. 緊急小口資金等特例貸付等

- ① 緊急小口資金等特例貸付については、償還開始時に世帯主もしくは借入人が住民税非課税の場合、全額免除するなど償還免除の要件を速やかに明確化するとともに、債務免除益を非課税とする措置を速やかに講ずること。
- ② ①の措置が取られることを大前提として、利用者のニーズや貸付業務を担う社会福祉協議会の意見を踏まえ、緊急小口資金等特例貸付の特例貸付を借り切って厳しい状況にある方などへの支援のあり方を速やかに検討すること。

あわせて激増する相談に対応するため、社会福祉協議会において専門性のある職員を長期にわたり確保・育成しつつ、相談支援体制等をより拡充するための財政措置を講ずること。

### 3. 住まいの確保・居住支援の強化

- ① 住居確保給付金については、新型コロナウイルス感染症に対応するため、今年3月末までに申請した方については最大12ヶ月支給される特例措置が講ぜられた他、3月末までにいったん支給が終わった方についても、解雇以外の収入減少等の場合でも、申請により、3ヶ月に限り再支給が認められるという措置が実施されることとなったが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、生活再建が困難な状況が続いている現状を踏まえ、最大12ヶ月支給や再支給という特例措置の申請期限の延長を検討すること。あわせて、収入基準の引き上げや支給上限額の引き上げを引き続き検討すること。
- ② 地方創生臨時交付金を活用して自治体独自に家賃補助を実施している好事例を広く周知するとともに、全国展開を後押しすること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により住まいを失った方や住まいを失う恐れのある方の相談受付・マッチングに加え、就労支援や見守り等生活支援を行う活動を支援すること。

### 4. 国民健康保険等の保険料減免措置等の継続

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免措置については、緊急事態宣言が再発令され、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している現状を踏まえ、経済的に困窮している家庭の子ども（未就学児）に係る被保険者均等割も含め継続を検討すること。
- ② 国民健康保険・後期高齢者医療の傷病手当金についても、感染拡大防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合に国が特例的に特別調整交付金

により財政支援を行う措置の継続を検討すること。

## 5. 低所得のひとり親家庭への支援強化

新型コロナウイルス感染症拡大の中、厳しい状況にある低所得のひとり親家庭に対する給付金支給の検討など、中長期的な自立につながるよう、就労支援・居住支援など総合的な対策を講ずること。

## 6. 社会的孤立防止のための関係省庁連絡会議の設置

新型コロナウイルス感染症拡大の中、DV や児童虐待、性暴力や予期せぬ妊娠、自殺、孤立死等が増え、社会的孤立状況がより一層深刻化している。社会的孤立は個人の問題ではなく、医療・社会保障費の増大、労働力の減少、貧困の拡大、社会連帯の困難などの莫大な負担を発生させる問題であり、社会全体で取り組むべき重要な課題である。こうした認識に立って、社会的孤立を防ぐ施策の実施について、関係行政機関相互間の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な推進を図るため、社会的孤立防止のための関係省庁連絡会議（仮称）を立ち上げ、地方自治体や民間団体と連携し、社会的孤立の状態にある方々の実態の把握、社会的孤立を防ぐための方策等について検討を行うなど、国を挙げて社会的孤立防止対策に取り組むこと。

以上